

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン

取扱マニュアル

＜宿泊事業者＞

令和3年4月14日
＜HP掲載用＞

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン
事務局

1. はじめに	2
2. 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンとは	3～4
3. 宿泊事業者の加盟施設登録について	5
4. 割引金給付額	6
5. 旅行者受入時の遵守事項	7～8
6. 精算の流れ	9～10
7. 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンの利用に係わる留意事項	11～14
8. 配分された予算の変更・中止について	15
9. 還付申請	16～17
10. その他	18

1 はじめに

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン（以下「本事業」という。）における宿泊、旅行商品の割引の申請については、本書「宿泊業者取扱マニュアル」（以下「取扱マニュアル」という。）を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に記載のない事項につきましては、その都度、「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン事務局（以下「事務局」という。）までお問い合わせください。

また、対象商品の販売に際しては、補助事業であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格（助成後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにしてください。

【記載例】訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（地域観光事業支援）を活用しています。

専用コールセンター電話番号

● 宿泊事業者向け「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンコールセンター

（9時～18時 年中無休）

0120-310-012

【本事業への参加条件】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、本事業の実施を取りやめることとした場合※、本事業を一時休止することに同意できること。
- ・事務局が決める各社ごとの販売計画に応じた予算配分に同意できること。（予算管理を自社で行う場合のみ）
- ・秋田県内に宿泊施設が所在していること。
- ・本書に示す事業内容等に同意できること。

※秋田県内において、新型コロナウイルス感染症が拡大し、県が定める警戒レベル「レベル4」相当に達した場合、かつ県内全域に不要不急の外出自粛を要請した場合、キャンペーンを停止することがあります。

本マニュアルは、2021年4月9日時点の情報になります。
キャンペーン特設ウェブサイトをご覧ください。（4/14オープン予定）

<https://aki-wari.com>



※キャンペーンページがオープンするまでの間は、秋田県公式HP「美の国あきたネット」をご確認ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/56741>

1. 旅行対象期間

【宿泊旅行および宿泊を伴う旅行商品】

令和3年4月3日（土）宿泊及び旅行開始から令和3年5月31日（月）宿泊（6月1日（火）チェックアウト及び旅行帰着）まで

【日帰りプラン商品】

令和3年4月3日（土）から令和3年5月31日（月）利用分まで

ただし、新型コロナウイルス感染症対策の状況等を踏まえ、割引額の給付を一時的に停止することがある。

2. 割引の対象となる商品

【宿泊商品】

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設（以下「宿泊施設」という。）で提供される宿泊サービスを含む商品であること。

- ・日帰りプランで宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デイクース）であるもの。

ただし、以下のものは対象外となります。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を伴う商品。
- ・日帰りプランの、客室利用を伴わないプラン（例：ランチと温泉利用セットプラン）

【留意事項】

- ・外国籍の方も秋田県居住の場合は対象となる（日帰りも同様）。
- ・その他事務局が対象として適切でないと認めるものは対象外とする。

2 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンとは

【宿泊商品】

旅行者の予約時に、**宿泊代金+a**のセットになったプラン代金が給付金の給付対象となる。
+aに当てはまるもの、当てはまらないものについて代表的な事例を以下に例示する。

※入湯税、サービス料は割引給付金の給付対象となるが、入湯税のみ、入館料のみは対象外となる。
※給付金の給付対象となる宿泊予約について、現地での支払い、事前決済のどちらも対象となる。
※「+a」の部分について、こちらで例示する基準・考え方に照らし、本事業の支援の対象として適切であると認めるか否かを社会通念上の観点も含めて総合的に判断することとしております。

【セットプランとして追加可能な項目可否一覧表（例）】

※当日に追加発生する場合は対象外となる。

※宿泊施設が宿泊サービスと交通サービスをセットで商品販売する場合は、原則として旅行業の登録が必要となる。

+aの部分	対象
飲み物（飲み放題等による宿泊代金とのセットプラン）	○
朝食（セットプラン）	○
夕食（セットプラン）	○
お土産（セットプラン）	○
入場券（換金性が低く、且つ、払い戻しが出来ないもの）	○
エステ・マッサージ（セットプラン）	○
体験型アクティビティ（ゴルフ、スキー等を含むセットプラン）	○
高速バス（セットプラン）	○
旅客船（セットプラン）	○
タクシー（セットプランで料金が確定しているもの）	○
ハイヤー（セットプランで料金が確定しているもの）	○
有料道路（セットプランで料金が確定しているもの）	○
レンタカー（セットプランで料金が確定しているもの）	○
金券類等 （ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、クオカード、旅行券、宿泊券、切手、 収入印紙、ギフト券、ガソリン券等）	×
施設原資のポイント、及びマイレージ	×
転売や払い戻しにより換金することが容易なもの（換金性の高いもの）	×
J R 券（企画乗車券は除く）	×

3 宿泊事業者の加盟施設登録について

参画する宿泊事業者の実施事項（必須）

項目	条件可否
①新型コロナウイルス感染症対策	必要
②地域限定クーポン管理	必要
③実績報告書・請求書提出	必要
④書類の保管	必要（5年間）

① 新型コロナウイルス感染症対策

- ・ 感染拡大防止に当たっての措置を遵守すること。

② 地域限定クーポン管理

- ・ 事務局から送る地域限定クーポンを保管・管理すること。
※別途配布する地域限定クーポンマニュアルに則り適切に管理すること。

③ 利用実績・請求書の管理

- ・ 給付分（割引の原資となる給付金の上限額）の調査に対し販売予定額を報告する事。
- ・ 違反があった場合は給付金を支払わないこととするほか、悪質な場合には事業者の登録を取り消します。（定期的に事務局が確認をする。）
- ・ 事務局より配分された予算の範囲内で正確に運用すること。

⑤ 書類の保管

- ・ 本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、当該事業実施年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

3 割引金給付額

割引金給付額

割引給付額は次のとおりとする。

- ①割引給付額は一人当たりの宿泊代金の2分の1相当額か、上限5,000円のどちらか低い方。
日帰り旅行は一人あたり利用代金の2分1相当額、上限5,000円のどちらか低い方。
※日帰りプランは客室利用（デイクース）が条件となります。
- ③事業期間中であれば給付金の対象となる商品の購入回数に上限はない。
但し、1回の予約で対象となる泊数は7泊までとする。
- ④旅行代金の割引として給付される割引額は旅行代金の最大50%（旅行代金の2分の1相当額）に相当する額か上記②の上限額のどちらか低い方とする。※下記割引表参照
- ⑤利用者がポイント利用の場合は、**ポイント利用額を含めた**、一人当たりの旅行代金額に対し割引をする。

割引額 早見表

1人あたりの宿泊・旅行代 (消費税、入湯税、旅行代含む)	割引額
0～1,999 円	対象外
2,000～2,999 円	1,000 円
3,000～3,999 円	1,500 円
4,000～4,999 円	2,000 円
5,000～5,999 円	2,500 円
6,000～6,999 円	3,000 円
7,000～7,999 円	3,500 円
8,000～8,999 円	4,000 円
9,000～9,999 円	4,500 円
10,000円～	5,000 円
	※事務局請求額

4 旅行者受入時の遵守事項

本事業は、ウィズコロナの時代における「新しい生活様式」に基づく旅のあり方を普及、定着させるものである。関係する「感染拡大予防ガイドライン」を遵守するほか、次の内容を旅行者に必ず守っていただき、安全・安心な旅行をお願いする。

1. チェックイン時の対応

- ・「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン利用者への秋田県在住の確認
秋田県在住者であることが分かる証明証等を目視にて全員分の確認を必ずお願いいたします。
- ・直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施。
- ・旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め保健所の指示を仰ぎ、適切な対応をとること。
- ・当該キャンペーンの該当者確認が取れた場合は、地域限定クーポンの配布をお願いします。
4月16日以降の宿泊者から配布願います。詳細は別途、地域限定クーポンマニュアル参照ください。
P6の割引早見表に合わせた地域限定クーポンをお客様へ付与願います。
地域限定クーポンは、4月14日以降配送いたします。
- ・「旅して応援！」あきた県民割宿キャンペーン宿泊利用確認書に、利用者より記入いただく。

2. 旅行者滞在時の対応

- ・浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、3密対策を徹底すること。
- ・ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の3密対策を徹底。
- ・客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。

3. その他

- ・「感染症対策」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
- ・宿泊の予約・購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、旅行者が遵守すべき事項を周知徹底する。また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に給付の対象外とするものではなく、実施する場合には、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底する。

4 旅行者受入時の遵守事項

本事業について、各宿泊施設における本人確認に係る対応は以下のとおりとする。

1. 通常の個人・グループ旅行

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等により代表者及び同行者全員の氏名及び居住地を確認していただく。

2. 団体旅行（受注型企画旅行）

旅行前に旅行業者において全員の居住地等が確認済みのため、居住地確認は不要とする。

※ 1・2における本人確認に必要な書類は以下のとおりとする。

※原則、運転免許証等顔写真が確認できる書類にて本人確認を行ってください。

例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書 等
健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等
学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等
公共料金等の請求書等の住所と名前が確認出来るもの。

※ 旅行者が書類を持参していない場合は、利用者に割引なしの精算をしていただき、個人還付申請を行ってもらう案内をお願いします。※個人還付書類に必要な発行物をお願いします。

宿泊事業者によるオンラインでの直接販売の場合には、下記事項の対応を徹底すること。

- 少なくとも宿泊事業者のホームページにおいて、「旅して応援！あきた県民割キャンペーン」の割引利用の旨をわかりやすく掲示し、旅行者に同意を得た上で、販売を行うこと。

実績報告・請求書提出から精算までの流れ

【実績報告・請求書の提出】

宿泊事業者は、当該事業が完了するまでの間、4月30日、5月15日、5月31日、6月15日に合わせ、実績と請求書を事務局へ提出する。

※6月15日を過ぎての提出は、正当な理由がない限り認めない。

宿泊施設

(ア) 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン宿泊利用確認書（写し）※様式1

(イ) 給付金請求書・宿泊事業者用 ※様式2

(ウ) 宿泊事業者用・地域限定クーポン発行実績報告シート ※様式8

(エ) 前項目に掲げる書類のほか、必要な書類として事務局が求めるもの

※書類一式は「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン特設サイトからダウンロードにて利用願います。

月の提出回数(4月1回、5月2回、6月1回)

毎月の提出は、事業予算進捗を確認するうえで重要となるため、必ず提出願います。

※提出方法は、別途お送りする専用キットにて郵送ください。

※上記とは別に、販売進捗状況の報告を定期的に求めることがある。



②事務局は、給付金の請求があった場合は、内容を精査の上、適正な内容であると確認した日から、30日以内に宿泊事業者の指定口座に給付金を振り込む。

5 精算の流れ

【必要な書類】

精算は、4月1回、5月2回、6月1回の集約を設定いたします。
事務局及び、地域限定クーポン回収センター到着日より、随時確認を行い、2～3週間程度で振込みいたします。

精算に必要な書類は、下記の通りです。

宿泊代給付金

- (ア) 「旅して応援！」あきた県民割 宿泊利用確認書 ※様式 1
- (イ) 「旅して応援！」あきた県民割 給付金請求書・宿泊事業者用 ※様式 2

地域限定クーポン利用分給付金 (換金精算ツール利用となります。)

- (ウ) 「旅して応援！」あきた県民割 地域限定クーポン利用分請求書
※各事業所にて地域限定クーポンの利用された請求書です。

地域限定クーポン発行実績報告書

- ~~(エ) 「旅して応援！」あきた県民割 宿泊事業者用・地域限定クーポン発行実績報告シート ※様式 8
※各事業所にて地域限定クーポンを発行した枚数の報告となります。~~

詳細は、地域限定クーポンマニュアルをご覧ください。

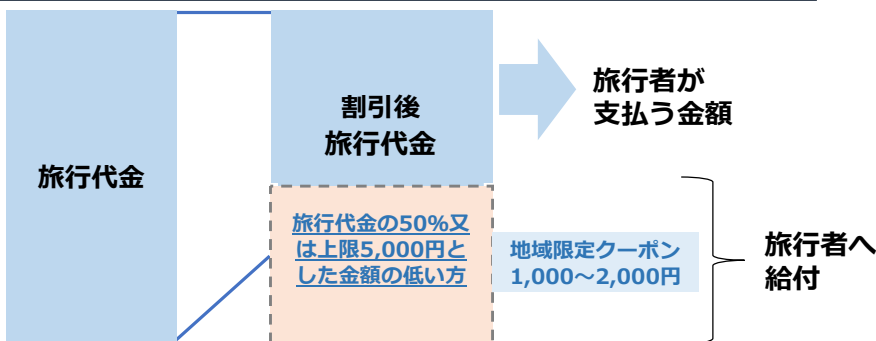
各書式は、特設サイトよりダウンロードにてご利用ください。

精算スケジュール

	加盟店より請求書(宿泊還付金)の到着日			振込指定日
日程①	2021/4/15	～	2021/4/30	2021/5/31 (月)
日程②	2021/5/1	～	2021/5/14	2021/6/15 (火)
日程③	2021/5/15	～	2021/5/31	2021/6/30 (水)
日程④	2021/6/1	～	2021/6/15	2021/7/15 (木)

割引例

- ※地域限定クーポンは、4月16日以降に開始する旅行から利用開始する。
- ※複数人を対象とした給付額の算出根拠は、一人当たりの旅行代金を基準とする。
- ※旅行代金0円の乳児は給付対象外となり、人数に加えない。
(例4参照)



旅行代金割引と地域限定クーポンが1セット

(例1) 1泊朝食付 16,800円のホテルに大人2人で宿泊する場合

旅行代金 **33,600円** (おひとり様16,800円×2名)

一人当たりの旅行代金に割引上限5,000円を適用

割引後
(一人当たり旅行代金)
11,800円地域限定クーポン付与
(一人当たりお支払額
2,001円以上)
2,000円×1泊分

お支払い総額

(16,800円-5,000円) × 2名
= 23,600円

地域限定クーポン4,000円付与

(例2) 2泊3日大人1人90,000円・子供1人70,000円の募集型企画旅行に
家族4人 (大人2人・子供2人) で行く場合旅行代金 **320,000円** (大人おひとり様90,000円×2名+子供おひとり様70,000円×2人)

一人当たりの旅行代金に上限5,000円の2泊分を適用

割引後
(一人当たり旅行代金)
**大人80,000円
子供60,000円**地域限定クーポン付与
(一人当たりお支払額
2,001円以上)
2,000円×2泊分

お支払い金額

(90,000円-10,000円) × 2名
(70,000円-10,000円) × 2名
= 280,000円

地域限定クーポン16,000円付与

(例3) 1人20,000円の日帰り旅行 (往復交通費+昼食+観光施設入場) に3人で行く場合

旅行代金 **60,000円** (おひとり様20,000円×3人)

一人あたりの旅行代金に上限5,000円を適用

※日帰り旅行の給付額上限は1人 5,000円

割引後
(一人当たり旅行代金)
15,000円地域限定クーポン
(一人当たりお支払額
2,001円以上)
2,000円×1日分

お支払い金額

(20,000円-5,000円) × 3名
= 45,000円

地域限定クーポン6,000円付与

6 「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンの利用に係わる留意事項

(例4) 2泊3日1人90,000円の募集型企画旅行に家族4人
(大人3人+乳児1人で行く場合)

旅行代金 **270,000円** (おひとり様90,000円×3人)

一人あたりの旅行代金に上限5,000円の2泊分を適用

割引後
(一人あたり旅行代)
大人80,000円
乳児0円

地域限定クーポン付与
(一人あたりお支払額
2,001円以上)
2,000円×2泊分

お支払い金額

(90,000円-10,000円) × 3名
= 240,000円

地域限定クーポン12,000円付与

(例5) 1泊2日1人8,500円のホテルに大人1人で行く場合 (会員ポイント利用)

旅行代金 **8,500円** (おひとり様8,500円×1人)

一人あたりの旅行代金に4,000円を適用
※会員ポイントは現金と同じ扱い

割引後
(一人あたり旅行代金)
4,500円

地域限定クーポン
(一人あたりお支払額
2,001円以上)
2,000円×1泊分

お支払い金額

8,500円-4,000円×1名
= 4,500円

ポイント支払い

地域限定クーポン2,000円付与

※精算時にポイントでお支払いされる場合は、ポイントは現金同様の扱いとします。

取消料の取扱について

旅行者の事由に基づく取消料については以下の通り取り扱う。

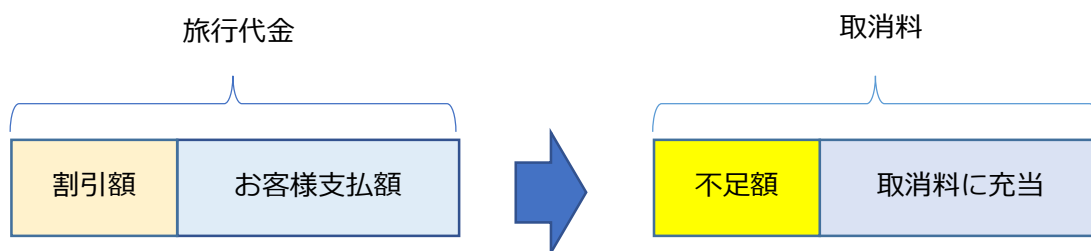
- ①取消料は旅行者の負担となり、給付金の対象にはならない。
- ②取消料は割引前の旅行代金にかかるものとする。
- ③給付金による割引（旅行代金の2分の1相当額、上限5,000円以下）が適用された「決済済みの旅行代金」より取消料が大きくなる場合、不足額は旅行者の負担となる。

※地域限定クーポンは取消料の有無に関わらず、回収する。

回収したものは無効処理の上、事務局へ返納すること。

具体的な手法は決定後、「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン特設サイトに掲載する。

当日無連絡により、100%の取消料が発生した場合



※不足額（割引額＝旅行代金の2分の1相当額、上限5,000円）以外は旅行者が負担する。

※地域限定クーポンは回収

不正利用の防止について

参画事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなくてはならない。

- (1) 給付金の対象となる商品の販売に際しては、本事業の対象となっている商品であることを明らかにした上で、割引前の販売価格（税及びサービス料を含む。以下同じ。）及び割引を受けた後の支払額と併せ、本事業による割引額にあたる金額を明記する。
- (2) 給付対象商品に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。
 - ①新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、観光庁が特定の地域及び期間について本事業の実施を取りやめることとした場合における該当地域及び期間の商品。
 - ②本事業以外の国または地方自治体の補助金等による助成を受けている場合で、本事業による給付額との合計が販売価格を超えるもの（国又は地方自治体の支援が重複するもの）。
 - ③施設や旅行を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為。
 - ④行程に県外の地域が含まれるもの。
 - ⑤その他、事務局が不相当と認めるもの。

新型コロナウイルス感染症対策

宿泊事業者は旅行者に対して、宿泊施設での新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じたうえで行動するよう周知する。

その他

事務局は、必要に応じて参画事業者から報告を求め、調査を行うことがあり、取扱要領の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。取り消しを命じられた事業者は、当該取消に係る部分に関し、事務局が指定する期日までに、直ちに給付金を返還しなければならない。

取扱要領に則った取組が条件であり、事業開始前に必ず本マニュアル・取扱要領を認すること。

※ マニュアル及び各様式については改訂する場合があるため、各手続きの前に、「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン特設サイトにて最新版かを確認すること。

7 配分された予算の変更・中止について

【変更・中止の流れ】

予算配分通知後に、次に掲げる事由により、配分された予算の変更及び中止をしようとする場合は、給付枠割当額変更・中止申請書及び給付枠割当額変更計内容を事前に事務局に連絡ください。

- 配分された予算の変更がある場合
- 事業を中止する場合



事務局は、変更申請内容を審査の上、配分された予算に変更が生じるときは給付枠割当額変更決定の連絡をいたします。

事後還付手続きの対象

下記に該当する方は、旅行者が直接還付手続きを行っていただく事で、割引分の還付を受けることができます。

以下の(1)の条件、及び(2)または(3)を満たすものについては、旅行後に、旅行(宿泊)代金の50%(上限5,000円)に相当する額の還付を申請することができる。なお、あらかじめ本事業による給付額(旅行代金の2分の1相当額又は上限5,000円以下)を割引いた価格で購入した方は、事後還付手続きの対象外となります。

(1) 4月2日(金)以前に予約し、4月3日(土)以降、5月31日までに終了する旅行であること(6月1日(火)チェックアウト分まで)

※6月1日(火)をまたぐ期間の旅行については、6月1日(火)以前と以後の旅行代金を区別できないもの(パッケージツアー等)は、6月1日(火)以降の旅行代金も含めて還付対象外。

(2) 旅行業者を通じた予約で、旅行前に支払った場合

(3) 旅行者が宿泊施設にて、秋田県在住を証明する提示物を忘れた等により、当日割引が出来なかった場合。

※宿泊日に、秋田県在住である旨が判断できる場合のみ割引となります。

事後還付手続きの申請方法 令和3年4月3日時点

還付手続きについては旅行の申込方法により異なるため、下記を確認の上、手続きすること。

旅行者が申請するうえで必要な書類を宿泊事業者より、発行願います。
以下の必要書類をP16記載の送付先まで郵送するか、メールにて提出する。

①必要書類

事後還付申請を行う旅行業者は還付金を受けるため、下記の書類の準備が必要となる。

- ア. 事後還付申請書 様式第1号 (特設サイトよりダウンロード)
- イ. 口座確認書(申込代表者様名義)
- ウ. 口座番号を確認できる書類(通帳の写し、キャッシュカードの写し等)
- エ. 宿泊証明書(氏名、宿泊日、宿泊人数などの情報が記載されているもの)
- オ. 旅行者または宿泊者の住所が確認出来る書類(免許証の写し、健康保険証の写し等)
※同行者がいる場合は全員分の住所が確認出来る書類が必要
※工は、任意書式可
- カ. 支払内訳がわかる書類(支払内訳が記載された領収書・利用明細書)

②申請期間

令和3年4月3日(土)から令和3年6月30日(水)まで ※消印有効
なお7月1日(木)以降の還付申請については事務局と相談すること。

③申請書類の送付先

〒010-0921 秋田県秋田市大町3-4-1 NLP2階
「旅して応援!」あきた県民割キャンペーン事務局 還付申請係 宛 ※送料は各自負担

8 還付申請

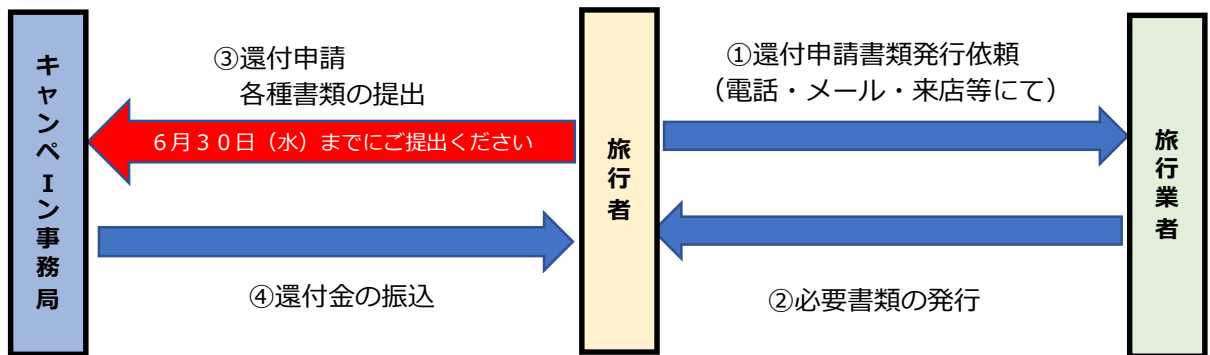
④ 給付金の振込

すべての申請書類を受理・確認した後、事務局から旅行者の還付金を指定の口座に振り込む。
還付には申請から1カ月程度を要する。
なお、振込が完了した旨を、事務局から個別に通知することはないので了承のこと。

【留意事項】

・ア. イ. については、「旅して応援！」あきた県民割キャンペーン特設サイトから入手（ダウンロード）し、必要事項を記入する。

⑤ 申請フロー



⑥ お問い合わせ先

「旅して応援！」あきた県民割キャンペーンコールセンター
TEL〔1〕：0120-310-012（9時～18時 年中無休）

- (1) 登録に関する申請書類、月次報告書、実績報告書などの提出書類は内容に相違ないように確認の上、署名・捺印をお願いします。
※ 署名・捺印は事業者様の代表者又は、担当部署の責任者名でお願いします。
- (2) 制度の趣旨を踏まえ、取扱要領等で定めたルールに則った取組をお願いします。
- (3) 給付金をお客様へ還元せず、対象事業者及び参画事業者の利益とすることは厳禁です。
- (4) その他のご不明な点は、下記コールセンターへお問い合わせください。
- (5) 天災、火災、ストライキ、暴動又は戦争行為などの不可抗力が発生し、本事業が中止又は一時停止となった場合は、本事業中止に起因する一切の損害賠償について国又は事務局は負わないこととします。
- (6) 下記事項が発覚した場合、「旅して応援！」あきた県民割事業登録宿泊施設としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
 - ①申請内容に虚偽等があった場合
 - ②取扱要領の規定に違反した場合
 - ③事務局の指示に違反した場合
 - ④登録宿泊施設として適切でないと事務局が判断する場合※事務局は必要に応じて対象登録宿泊施設から報告を求め、また、立入調査を行うことがあります。
※一度登録が取り消された場合、以後、「旅して応援！」あきた県民割事業の対象施設に登録されることはありません。
※不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となる場合があります。

コールセンター電話番号

●宿泊事業者向け 「旅して応援！」あきた県民割コールセンター

(9時～18時 年中無休)

0120-310-012

※本マニュアルの内容は、今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、秋田県の全体方針等を踏まえて変更することがあります。